

【概要版】

# 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）

## 2019 改定版

～人がひととして尊重されいきいきと暮らせる

男女共同参画社会の実現をめざして～

平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）

平成31年（2019年）3月

発行 八王子市  
編集 市民活動推進部 男女共同参画課

〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

電話 042-648-2230 FAX 042-644-3910

メール b050900@city.hachioji.tokyo.jp



## 計画改定の趣旨

本市では、平成 26 (2014) 年 3 月に、平成 26 (2014) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 10 か年を計画期間とする「男女が共に生きるまち八王子プラン (第 3 次)」(以下「第 3 次プラン」という。)を策定し、基本目標である「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」をめざして、総合的な取組を行っています。

しかし、固定的性別役割分担意識はいまだ根強く残っており、その解消に向けた継続的な取組が必要となっています。また、配偶者等からの暴力、若年層を対象とした性暴力など、多様化する暴力に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要となっています。

このような状況を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層推進するため、新たな課題への取組を追加した「男女が共に生きるまち八王子プラン (第 3 次) 2019 改定版」を策定しました。

## 計画の内容

### 基本目標

人がひととして尊重されいきいきと暮らせる  
男女共同参画社会の実現をめざして

### 3つのめざす姿

- 1 男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会
- 2 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会
- 3 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会

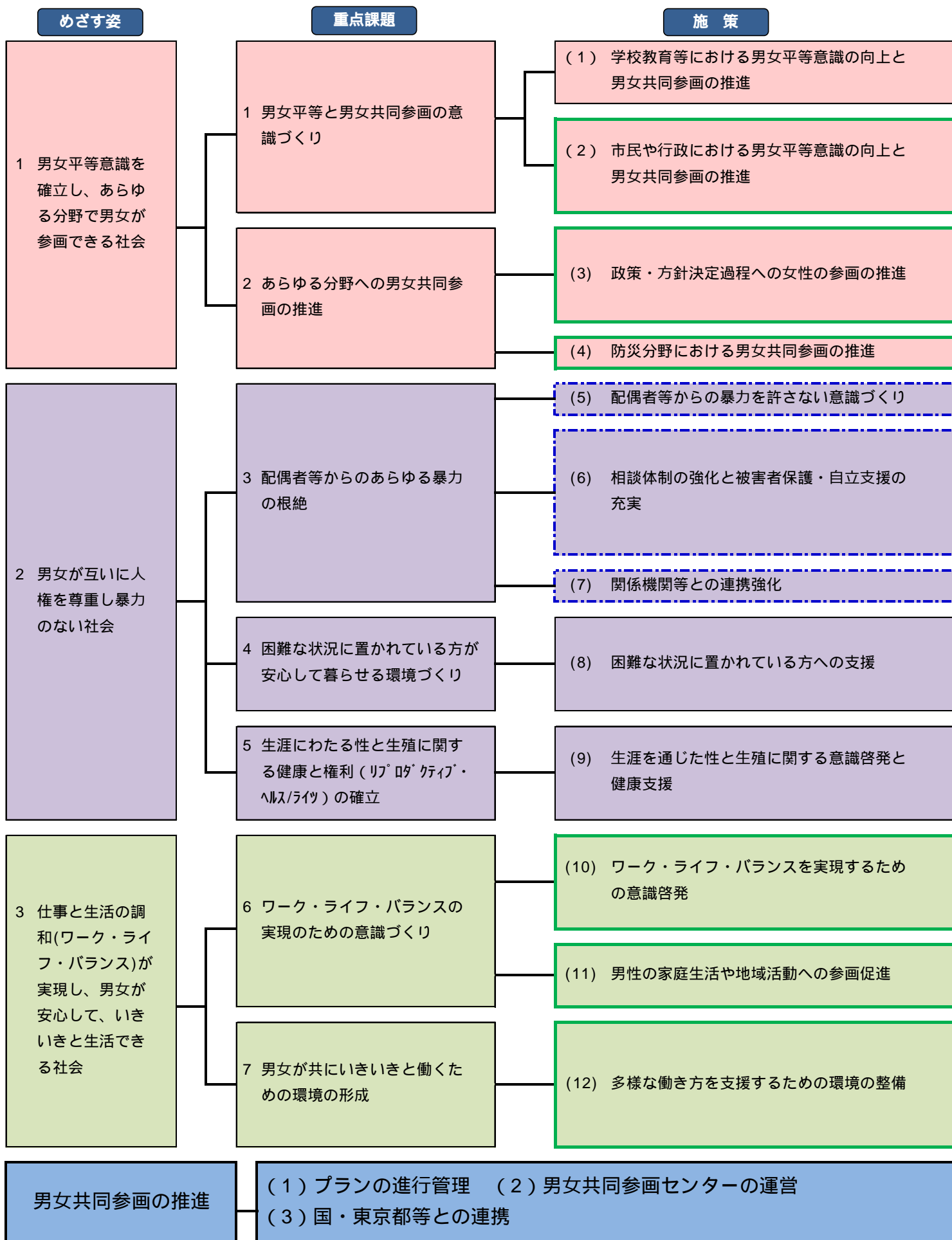
## 計画の位置づけと期間

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するために、八王子市の行動計画として示すものです。
- (2) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項に定められた市町村基本計画として位置づけ、「八王子市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とします。
- (3) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に定められた市町村推進計画として位置づけ、「八王子市女性活躍推進計画」とします。
- (4) 本計画は、八王子市基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022（2018基本計画改定版）」の個別計画として策定しています。
- (5) 本計画は、八王子市男女共同参画施策推進会議からの意見や男女共同参画に関する市民意識・実態調査の結果、社会情勢の変化などを踏まえて改定を行っています。
- (6) 第3次プランの期間は、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までの10か年としていますので、本計画の期間は後期5か年の平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までとします。

年度	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	平成31年度 2019	平成32年度 2020	平成33年度 2021	平成34年度 2022	平成35年度 2023
計画名	八王子市 基本構想・基本計画 八王子ビジョン2022					八王子市 基本構想・基本計画 八王子ビジョン2022 (2018基本計画改定版)					
						中間改定					
計画名	男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）					男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次） 2019改定版					
						中間改定					

# 体系図

基本目標 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして



施策の方向

幼児期からの男女平等教育の推進  
 学校教育における男女平等教育の推進

男女共同参画推進のための意識啓発  
 男女共同参画推進のための情報提供  
 行政における男女共同参画の推進

市の附属機関等への女性の参画の推進  
 政策・方針決定過程への女性の参画の推進に向けた啓発と情報提供  
 行政における女性の参画の推進

男女共同参画の視点に立った災害対策の推進

配偶者等からの暴力防止のための啓発と情報提供

相談体制の強化  
 被害者の安全確保のための支援  
 被害者の自立支援体制の充実  
 配偶者暴力相談支援センター機能の検討

関係機関等との連携による被害者支援の強化

女性のための相談の実施及び関係機関との連携  
 性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供  
 性の多様性を尊重する意識啓発と理解の促進

ライフステージに応じた女性の健康支援の充実  
 性にかかわる健康と妊娠・出産について小中学生への意識啓発と情報提供  
 ㉑ 妊娠・出産にかかわる健康についての意識啓発と支援の充実

㉒ 市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供  
 ㉓ 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供  
 ㉔ 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進

㉕ 男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進  
 ㉖ 男性の地域活動への参画促進

㉗ 子育て支援の充実  
 ㉘ 介護への支援の充実  
 ㉙ 出産・子育て、介護等のために離職した女性への就労支援  
 ㉚ 女性の就業継続やキャリア形成の促進

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

# めざす姿 1

## 男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会

男女平等の意識づくりをすすめ、性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に男女が参画できる社会をめざします。

### 重点課題 1 男女平等と男女共同参画の意識づくり

女性も男性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、継続的な意識啓発や教育を通して、性別による固定的な役割分担意識を見直し、「男女平等と男女共同参画の意識づくり」を推進します。

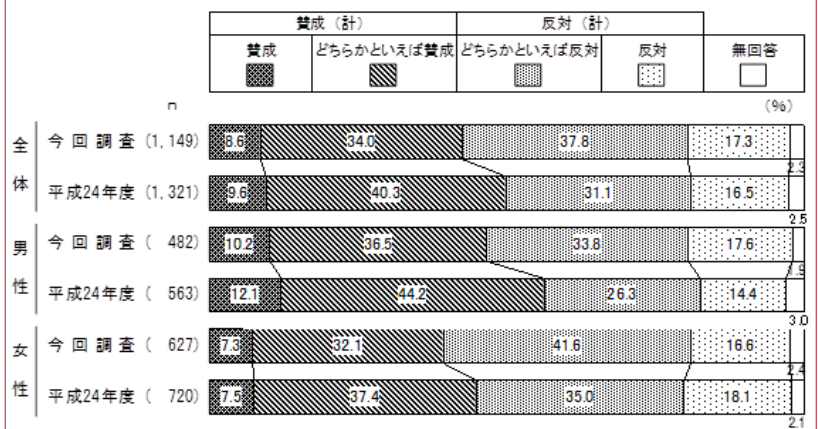
#### 施策(1)

学校教育等における  
男女平等意識の向上  
と男女共同参画の推進

#### 施策(2)

市民や行政における  
男女平等意識の向上  
と男女共同参画の推進

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(全体・性別・経年)】



### 重点課題 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女共同参画に関する啓発や情報提供を通して、あらゆる分野での男女共同参画を推進します。また、市民にもっとも身近な基礎自治体である市において政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に働きかけ、男女共同参画の視点に立った行政運営を推進します。

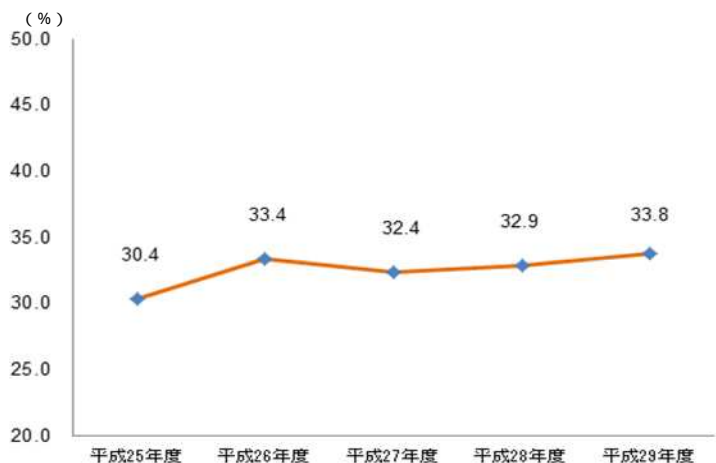
#### 施策(3)

政策・方針決定過程への  
女性の参画の推進

#### 施策(4)

防災分野における男女共同  
参画の推進

【八王子市の附属機関等への女性の参画状況推移】





## めざす姿 2

# 男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会

配偶者等からの暴力をはじめとしたすべての暴力は重大な人権侵害であり決して許されるものではないという認識を深め、男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会をめざします。

### 重点課題 3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

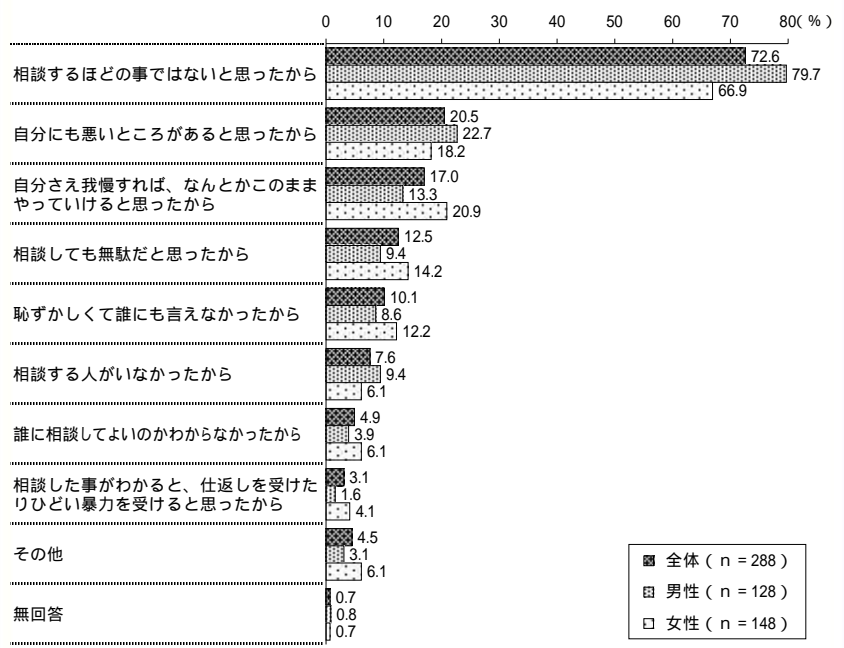
配偶者等からのあらゆる暴力をなくすため、社会全体で暴力を許さない意識を高め、DV、デートDVを防止するための意識啓発を積極的にすすめます。また、暴力被害が潜在化しないよう相談体制を充実させます。さらに被害者の安全確保、自立に向けた支援のため、関係機関の連携を強化します。

**施策（5）**  
配偶者等からの暴力を許さない意識づくり

**施策（6）**  
相談体制の強化と被害者保護・自立支援の充実

**施策（7）**  
関係機関等との連携強化

【配偶者等からの暴力の被害者のうち「相談しなかった（できなかった）」理由（全体・性別、複数回答）】



### 重点課題 4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり

**施策（8）**  
困難な状況に置かれている方への支援

さまざまな理由から困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境をつくるため、人権を侵害する行為が生じないよう正しい知識の普及と理解の促進を引き続き行うとともに、困難な状況に置かれている人への支援を行います。

### 重点課題 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立

**施策（9）**  
生涯を通じた性と生殖に関する意識啓発と健康支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、妊娠・出産や性に関する基本的な理解をはじめ、女性が生涯にわたり健康な生活をおくることができるよう、ライフステージごとの課題に応じた健康支援を行っていきます。

### めざす姿3

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会

男女が共に自分らしい生き方を選択でき、あらゆる世代においてワーク・ライフ・バランスが実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会をめざします。

### 重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり

市民及び事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や情報提供を行い、多様な働き方を可能とする環境づくりを推進します。また、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組をすすめます。

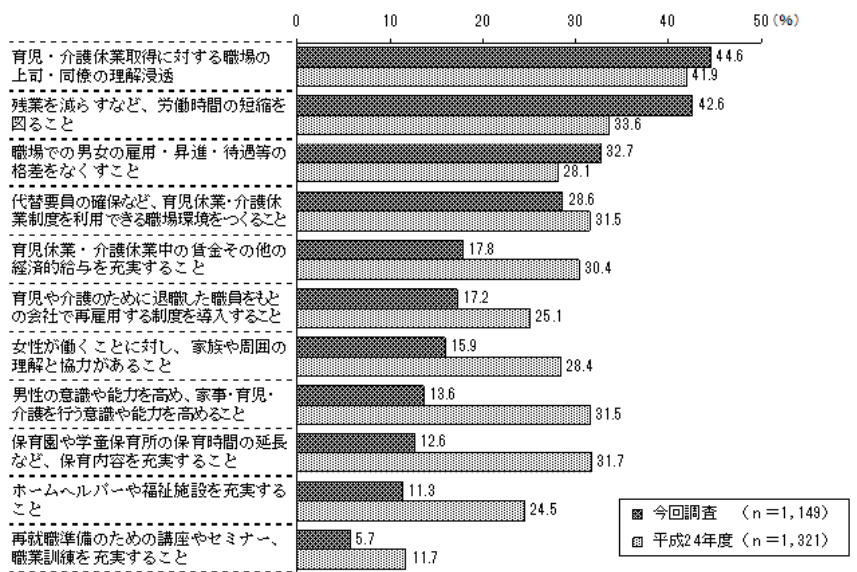
#### 施策（10）

ワーク・ライフ・バランスを実現するための意識啓発

#### 施策（11）

男性の家庭生活や地域活動への参画促進

【ワーク・ライフ・バランスを実現するために重要なこと（経年、複数回答）】



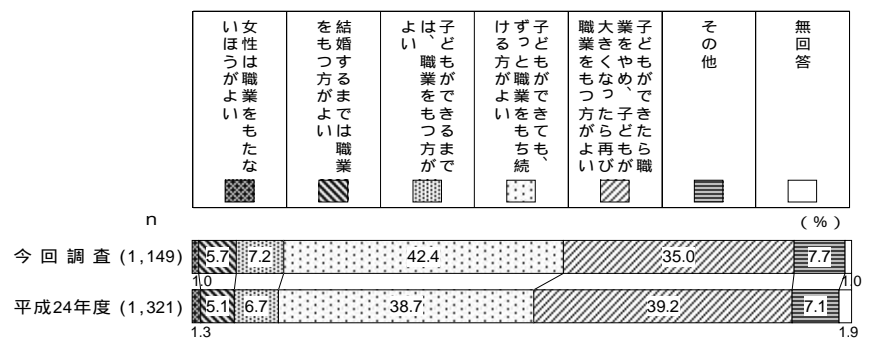
### 重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成

だれもが仕事と子育て、介護など自らの望むバランスを実現し、いきいきと生活できるよう子育て、介護などへの支援を充実して、多様な働き方を可能とする環境整備を推進します。

#### 施策（12）

多様な働き方を支援するための環境の整備

【女性が職業をもつことについての意識（経年）】



## 男女共同参画の推進

(1) プランの進行管理 (2) 男女共同参画センターの運営 (3) 国・東京都等との連携